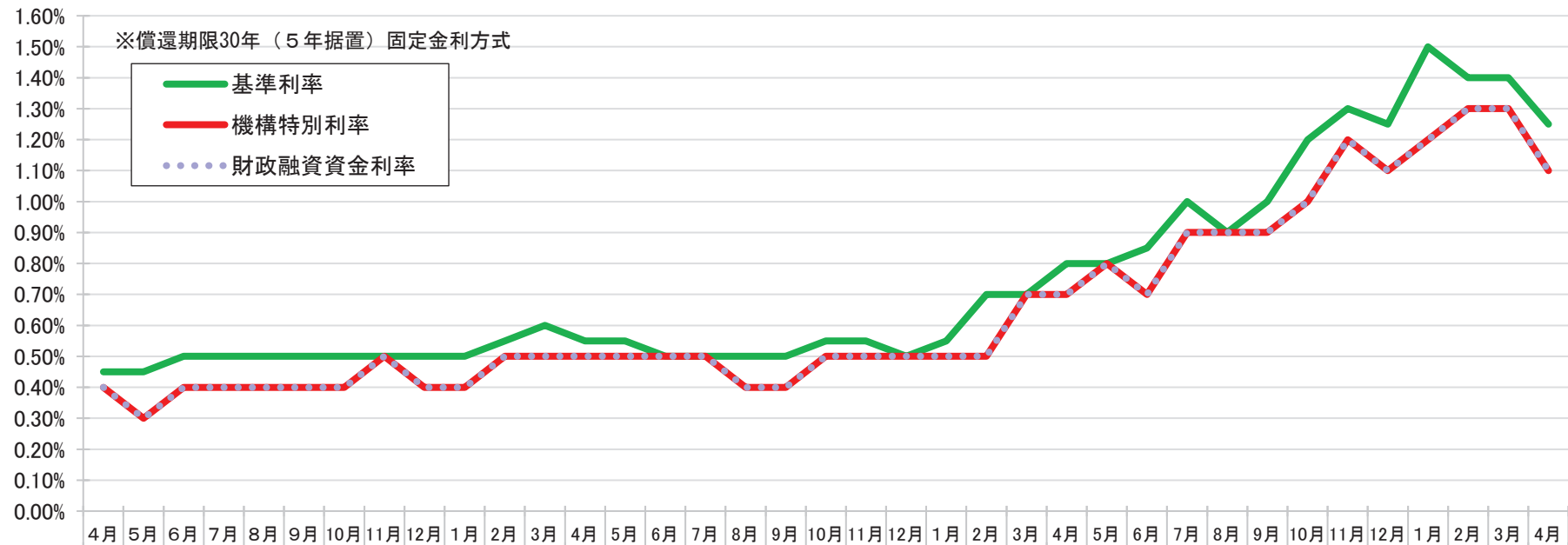


貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



償還年限30年(5年据置) 固定金利の場合	R2年度												R3年度												R4年度												R5年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
機構資金利率改定日	4/22~	5/25~	6/24~	7/29~	8/26~	9/18~	10/28~	11/25~	12/23~	1/27~	2/22~	3/19~	4/21~	5/24~	6/28~	7/28~	8/25~	9/17~	10/27~	11/24~	12/22~	1/26~	2/22~	3/18~	4/26~	5/26~	6/28~	7/27~	8/24~	9/16~	10/26~	11/22~	12/21~	1/27~	2/24~	3/17~	4/26~
基準利率	0.450%	0.450%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.550%	0.600%	0.550%	0.550%	0.500%	0.500%	0.500%	0.550%	0.550%	0.500%	0.550%	0.700%	0.700%	0.800%	0.800%	0.850%	1.000%	0.900%	1.000%	1.200%	1.300%	1.250%	1.500%	1.400%	1.400%	1.250%	
機構特別利率 ①	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%
財政融資資金利率 ②	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%
利差 ②-①	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	

令和4年度資金調達実績

1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

（１）公募債

債券の種類	R4実績額	R3実績額	増減額
国内債	8,650億円	9,820億円	▲1,170億円
10年債	3,100億円	3,900億円	▲800億円
20年債	1,300億円	1,250億円	50億円
5年債	320億円	350億円	▲30億円
30年債	200億円	300億円	▲100億円
FLIP債	3,730億円	4,020億円	▲290億円
国外債	2,703億円	3,600億円	▲897億円
計	11,353億円	13,420億円	▲2,067億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。
※単位未満切り捨て

（２）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R4実績額	R3実績額	増減額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円	—
10年債	1,500億円	1,500億円	—
20年債	1,500億円	1,500億円	—
地共済引受債	2,300億円	2,340億円	▲40億円
10年債	1,000億円	1,125億円	▲125億円
20年債	1,300億円	1,215億円	+85億円
計	5,300億円	5,340億円	▲40億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

2 長期借入

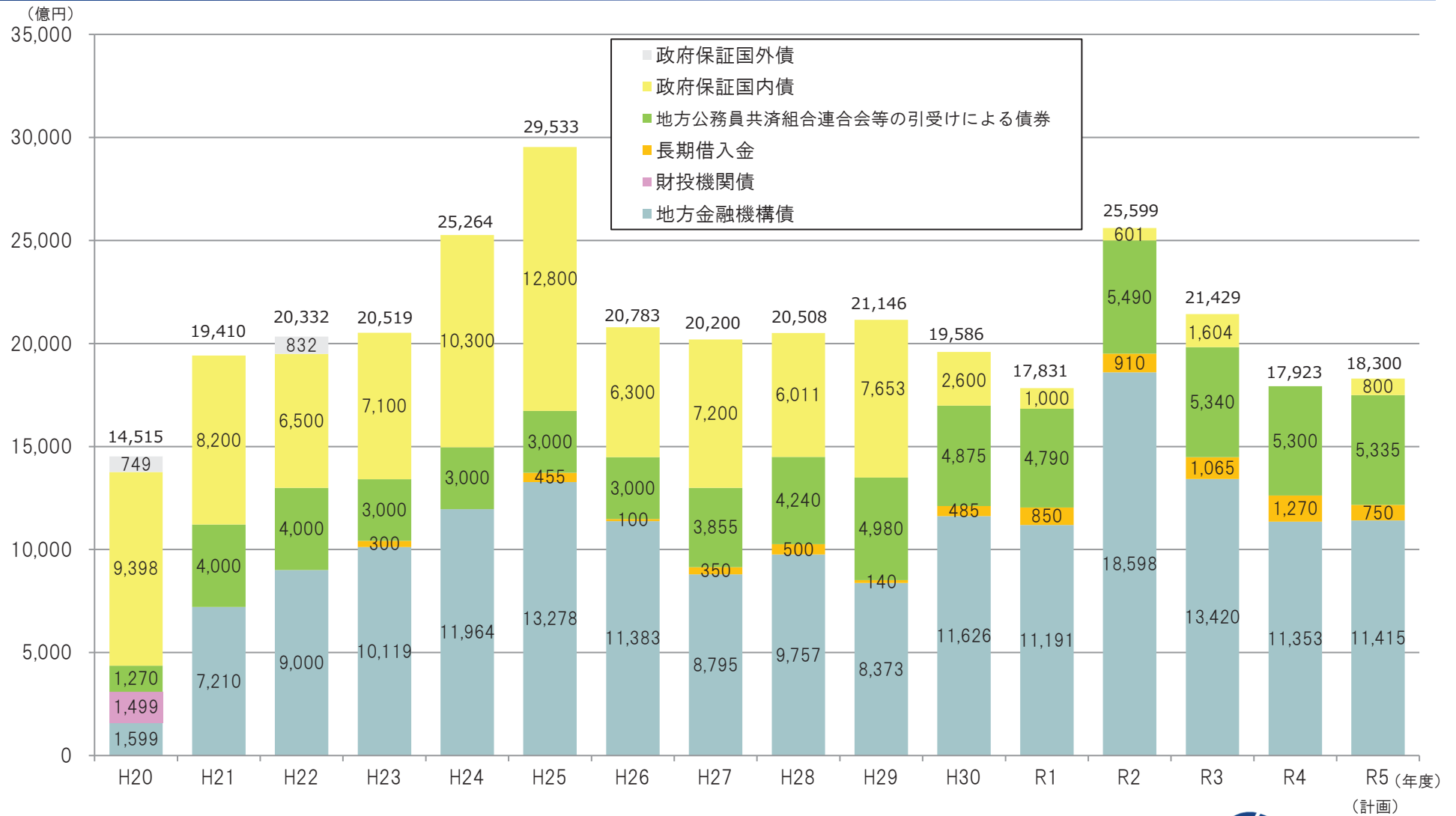
R4実績額	R3実績額	増減額
1,270億円	1,065億円	205億円

3 政府保証債

債券の種類	R4実績額	R3実績額	増減額
4年債	—	1,604億円	▲1,604億円

※単位未満切り捨て

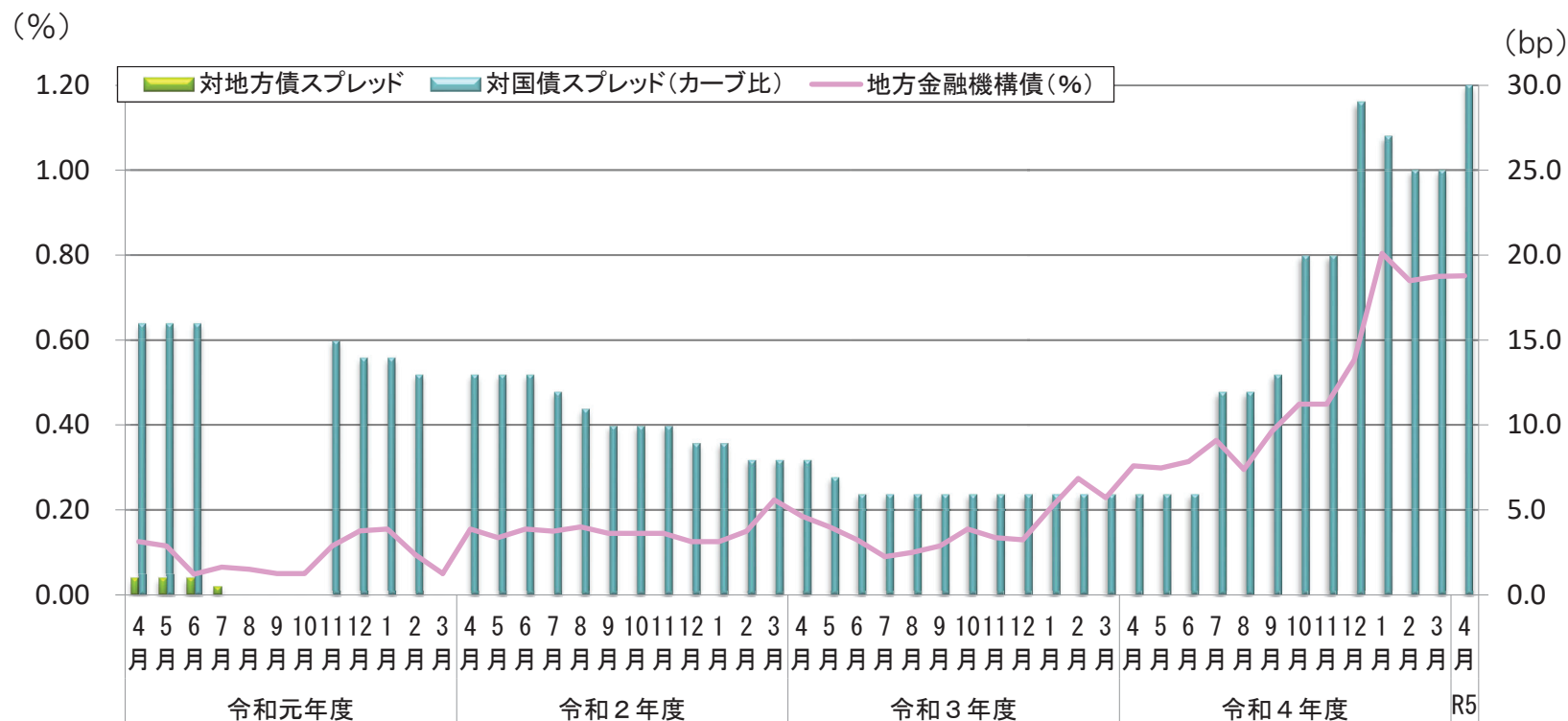
資金調達額の推移



地方金融機構債(10年債)のспред推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 SP(bp)	対地方債 SP(bp)
第165回	令和5年 2月9日	200	0.740	25.0	0.0
第166回	令和5年 3月9日	240	0.750	25.0	0.0
第167回	令和5年 4月11日	300	0.751	30.0	0.0

令和5年度 10年債引受体制(五十音順)	
シ団①	SMBC日興証券、大和証券、野村証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券、ゴールドマン・サックス証券、しんきん証券、東海東京証券
シ団③	バークレイズ証券、BNPパリバ証券、BofA証券



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
令和元年7～10月及び令和2年3月は下限利率にて条件決定。

地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第30回	令和3年11月 9日	150	0.001	—	0.0
第31回	令和4年 7月 6日	130	0.115	9.0	0.0
第32回	令和4年12月 8日	190	0.249	12.0	0.0

(注)第30回については絶対値にて条件決定。

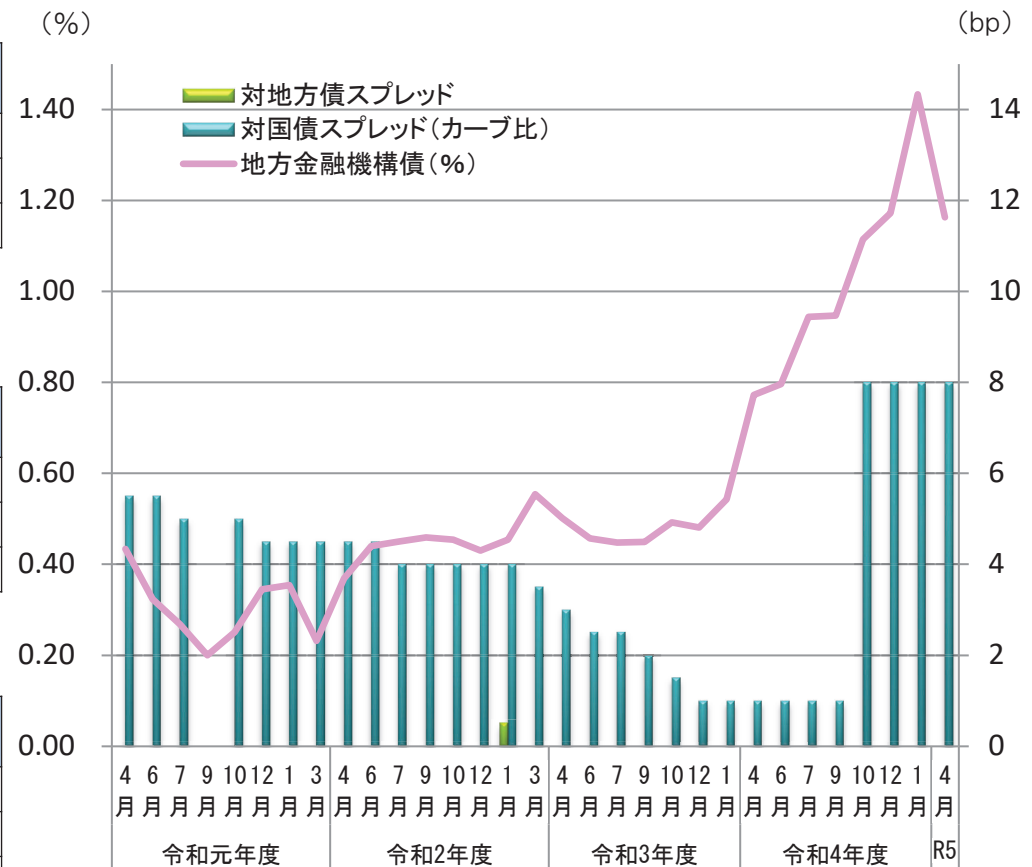
20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第102回	令和4年 12月 8日	180	1.172	8.0	0.0
第103回	令和5年 1月12日	240	1.433	8.0	0.0
第104回	令和5年 4月11日	220	1.163	8.0	0.0

30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第14回	令和3年11月 2日	100	0.736	5.0	0.0
第15回	令和4年 4月12日	100	1.055	5.0	0.0
第16回	令和4年10月 7日	100	1.467	10.0	0.0

20年債スプレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。
 「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
 令和元年9月は下限利率にて条件決定。

令和4年度地方支援業務の実績(1)

 地方公共団体の健全な財政に寄与することを目指し、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズへ積極的に対応。地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを積極的かつきめ細かに展開するとともに、各種の調査・研究を進め、情報発信を実施。

事業		内容
調査研究	JFM・GRIPS連携プロジェクト	○教育事業：GRIPS春学期「地方財政特論」において全13回の講義を実施 ○調査研究事業：「新時代における地域に貢献するひとづくり」をテーマに調査研究会を4回実施。 スウェーデン、デンマーク、フランスの海外調査を実施。 6月、12月、2月にフォーラムを開催し、成果を発信
	地域金融に関する調査研究	○地域金融に関する調査研究 ○地方公共団体の資金運用等に関する実態調査
	地方財政等に関する調査等	○総務省との共同研究 「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」を立ち上げ、総務省と連携し、研究会を3回実施
	財政状況ヒアリング	○地方公共団体の財政運営上のニーズや課題に関するヒアリング調査を実施 【実績】71団体（うち14団体Web会議形式）
	その他	○諸外国の地方財政制度に関する調査研究への助成を実施 ○地方公共団体の先進事例に関する調査研究へ助成を実施
情報発信	先進事例検索システム	○地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供 【実績】掲載事例：1,622件（新たに地方公務員の働き方改革に関する事例を含め258件追加） 1か月当たりアクセス数：892件（年間計10,702件）
	財政分析チャート「New Octagon」	○市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供 【実績】1か月当たりアクセス数：748件（年間8,981件） ○活用方法に関するeラーニングコンテンツを開発
	その他の情報発信	○地方支援業務の取組や成果をホームページや広報媒体により発信 ○地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページをホームページで公開 ○各種研修会で使用したテキスト、金融データ及び経済指標データ等をホームページで公開し、広く提供

令和4年度地方支援業務の実績(2)

事業		内容
人材育成・実務支援	経営・財務マネジメント強化事業	○個別団体の課題に対応するため、個別市区町村へアドバイザーを派遣 【実績】申請件数：723件 派遣回数：1,912回
	eラーニング	○遠隔地や小規模な地方公共団体も含め広く効果が及ぶようeラーニングによる研修コンテンツを開発・提供 【実績】・配信講義数：32講義（うちアーカイブ化：7講義） ・のべ申込者数：8,055人 ・eラーニング用独自コンテンツ（R4年度開発分）：5講義 （地方債制度、自治体職員のための簿記・公会計（導入編Ⅱ、公会計制度の活用、地方公営企業法の適用）市町村職員のための財政分析～入門編～）
	JFM地方財政セミナー JFM地方公営企業セミナー	○地方公会計の推進、公共施設の適正管理、地方公営企業会計の適用拡大や経営戦略の策定など、地方公共団体にとって関心の高いテーマのセミナーを開催 【実績】JFM地方財政セミナー 30人（集合形式）、334人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー 28人（集合形式）、419人（eラーニング） 公営企業特別トップセミナー 67人（集合形式）、452人（オンライン形式）
	行財政研修会東京セミナー	○地方公共団体の首長や幹部職員を対象に「コロナ後の地域づくり」をテーマとしたセミナーを開催 【実績】集合形式、動画配信（オンデマンド）
	資金調達入門研修	○初めて資金調達に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】84人（集合形式）、1,599人（eラーニング）
	資金運用入門研修	○初めて資金運用に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】80人（集合形式）、1,803人（eラーニング）
	宿泊型研修	○資金調達・運用について基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的に実施 ・7月全国市町村国際文化研修所（2泊3日） 39人 ・9月市町村職員中央研修所（2泊3日） 35人
	出前講座	○財政運営や資金調達・資金運用など地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施 【実績】42件（講師派遣26件、オンライン形式16件）
	実務支援	○地方公共団体の抱える具体的な課題や疑問の解決に向け専門的なアドバイスを実施 【実績】58件（講師派遣、来訪4件、オンライン形式2件、電話・メール52件）

令和4年度

地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

利益の状況 [機構全体]

- ◇ 令和4年度の**経常利益は1,017億円**で、前年度に比べ、85億円の減少(▲7.7%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を118億円上回ったこと等が要因
- ◇ **当期純利益は360億円**で、前年度に比べ、38億円の増加(+11.8%)。一般勘定の当期純利益が増加したことが要因

科 目	R4決算(A)	R3決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	2,179億円	2,358億円	▲178億円
貸 付 金 利 息	2,001億円	2,214億円	▲212億円
そ の 他	178億円	144億円	33億円
経 常 費 用	1,162億円	1,255億円	▲93億円
債 券 利 息	1,088億円	1,182億円	▲93億円
そ の 他	74億円	73億円	0億円
経 常 利 益	1,017億円	1,103億円	▲85億円
特 別 利 益	531億円	436億円	94億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	500億円	400億円	100億円
利差補てん積立金取崩額	30億円	36億円	▲6億円
固定資産処分益	1億円	—	1億円
特 別 損 失	1,188億円	1,217億円	▲28億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	688億円	817億円	▲128億円
国 庫 納 付 金	500億円	400億円	100億円
当 期 純 利 益	360億円	322億円	38億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [一般勘定]

- ◇ 令和4年度の**経常利益は359億円**で、前年度に比べ、36億円の増加(+11.4%)。健全化基金受入額が前年度より27億円増加したこと等が要因
- ◇ **当期純利益は360億円**で、前年度に比べ、38億円の増加(+11.8%)

科 目	R4決算(A)	R3決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,257億円	1,245億円	12億円
貸 付 金 利 息	1,076億円	1,097億円	▲20億円
金利スワップ受入利息	10億円	2億円	7億円
健全化基金受入額	164億円	136億円	27億円
その他の他	6億円	8億円	▲1億円
経 常 費 用	898億円	922億円	▲24億円
債券利息	782億円	804億円	▲21億円
借入金利息	7億円	5億円	2億円
その他の業務費用	24億円	28億円	▲4億円
営業経費	38億円	33億円	4億円
基金管理勘定繰出金	42億円	48億円	▲6億円
その他の他	2億円	2億円	0億円
経 常 利 益	359億円	322億円	36億円
特 別 利 益	1億円	—	1億円
固定資産処分益	1億円	—	1億円
特 別 損 失	—	—	—
当 期 純 利 益	360億円	322億円	38億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [管理勘定]

- ◇ 令和4年度の**経常利益は658億円**で、前年度に比べ、122億円の減少(▲15.7%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を119億円上回ったこと等が要因
- ◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和4年度の当期純利益はゼロ

科 目	R4決算(A)	R3決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	967億円	1,166億円	▲198億円
貸 付 金 利 息	924億円	1,117億円	▲192億円
基 金 一 般 勘 定 繰 入 金	42億円	48億円	▲6億円
そ の 他	0億円	0億円	▲0億円
経 常 費 用	309億円	385億円	▲76億円
債 券 利 息	305億円	377億円	▲72億円
そ の 他	3億円	7億円	▲3億円
経 常 利 益	658億円	780億円	▲122億円
特 別 利 益	530億円	436億円	93億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	500億円	400億円	100億円
利差補てん積立金取崩額	30億円	36億円	▲6億円
特 別 損 失	1,188億円	1,217億円	▲28億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	688億円	817億円	▲128億円
国 庫 納 付 金	500億円	400億円	100億円
当 期 純 利 益	—	—	—

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [機構全体]

- ◇ 令和4年度末現在の**資産総額は24兆5,563億円**で、前年度末に比べ、2,785億円の減少(▲1.1%)
- ◇ 貸付金が2,506億円減少したこと等が要因

科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
貸 付 金	23兆3,002億円	23兆5,508億円	▲2,506億円
有 価 証 券	7,470億円	9,200億円	▲1,730億円
現 金 預 け 金	4,973億円	3,534億円	1,438億円
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	10億円	8億円	2億円
そ の 他 資 産	57億円	61億円	▲4億円
有 形 固 定 資 産	27億円	25億円	2億円
無 形 固 定 資 産	22億円	9億円	12億円
合 計	24兆5,563億円	24兆8,348億円	▲2,785億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和4年度末現在の一般勘定における資産総額は20兆4,069億円で、前年度末に比べ、5,142億円の増加(+2.6%)
- ◇ 令和4年度末現在の管理勘定における資産総額は4兆7,506億円で、前年度末に比べ、7,916億円の減少(▲14.3%)

	科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	貸 付 金	19兆1,532億円	18兆6,115億円	5,416億円
	有 価 証 券	7,470億円	9,200億円	▲1,730億円
	現 金 預 け 金	4,973億円	3,534億円	1,438億円
	金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	10億円	8億円	2億円
	そ の 他 資 産	33億円	32億円	0億円
	有 形 固 定 資 産	27億円	25億円	2億円
	無 形 固 定 資 産	22億円	9億円	12億円
	合 計	20兆4,069億円	19兆8,926億円	5,142億円
管 理 勘 定	貸 付 金	4兆1,469億円	4兆9,393億円	▲7,923億円
	そ の 他 資 産	24億円	29億円	▲5億円
	一 般 勘 定 貸	6,012億円	6,000億円	11億円
	合 計	4兆7,506億円	5兆5,422億円	▲7,916億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [機構全体]

- ◇ 令和4年度末現在の負債総額は24兆1,623億円で、前年度末に比べ、3,043億円の減少(▲1.2%)
- ◇ 負債の大半を占める債券は前年度末に比べ、4,765億円の減少。当期償還額が発行額を上回ったこと等が要因
- ◇ 公庫債権金利変動準備金は、500億円の国庫納付を行った一方で、借換益等688億円を繰り入れた結果、前年度末に比べ、188億円の増加

科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
債 券	19兆6,264億円	20兆1,030億円	▲4,765億円
借 入 金	5,265億円	3,995億円	1,270億円
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,710億円	1,474億円	235億円
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	9,238億円	9,202億円	35億円
金 利 変 動 準 備 金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	7,015億円	6,826億円	188億円
利 差 補 て ん 積 立 金	59億円	90億円	▲30億円
そ の 他	69億円	47億円	21億円
合 計	24兆1,623億円	24兆4,667億円	▲3,043億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和4年度末現在の一般勘定における負債総額は20兆707億円で、前年度末に比べ、4,884億円の増加(+2.5%)
- ◇ 令和4年度末現在の管理勘定における負債総額は4兆6,928億円で、前年度末に比べ、7,916億円の減少(▲14.4%)

	科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	債 券	15兆6,438億円	15兆3,131億円	3,307億円
	借 入 金	5,265億円	3,995億円	1,270億円
	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,710億円	1,474億円	235億円
	地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	9,238億円	9,202億円	35億円
	金 利 変 動 準 備 金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
	管 理 勘 定 借	6,012億円	6,000億円	11億円
	そ の 他	42億円	19億円	23億円
	合 計	20兆707億円	19兆5,823億円	4,884億円
管 理 勘 定	債 券	3兆9,825億円	4兆7,899億円	▲8,073億円
	公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	7,015億円	6,826億円	188億円
	利 差 補 て ん 積 立 金	59億円	90億円	▲30億円
	そ の 他 負 債	26億円	28億円	▲1億円
	合 計	4兆6,928億円	5兆4,844億円	▲7,916億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

純資産の状況

- ◇ 令和4年度末現在の純資産総額は3,939億円で、前年度末に比べ、258億円の増加(+7.0%)
- ◇ 金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末から102億円減少した一方で、一般勘定の当期純利益360億円を積立金として計上したことが要因

科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
地方公共団体出資金	166億円	166億円	—
一般勘定積立金	3,341億円	2,980億円	360億円
管理勘定利益積立金	578億円	578億円	—
繰延ヘッジ損益	▲145億円	▲43億円	▲102億円 うち金利スワップ期中解約分 ▲102億円 うち繰延ヘッジ取崩分 0億円
合 計	3,939億円	3,681億円	258億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

(参考)

(単位:億円)

令和4年度決算における主要勘定の状況

【貸付金】

前 残 ①	期 末 高	貸付額 ②	回収額 ③	期 末 残 高 ① + ② - ③
235,508		15,885	18,391	233,002

【債券】

前 残 ①	期 末 高	発行額 ②	償還額等 ③	期 末 残 高 ① + ② - ③
201,030		16,653	21,418	196,264

【地方公共団体健全化基金】

前 残 ①	期 末 高	納付金 ②	基金組入額(+) 基金取崩額(▲) ③	期 末 残 高 ① + ② + ③
9,202		199	▲164 (注)	9,238

利下げ 所要額 ①	基金 運用益 ②	② - ①
225	61	▲164

(注) 利下げ所要額に基金運用益を充当した残余である。(右表参照)

【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前 残 ①	期 末 高	取 崩 額 ②	繰 入 額 ③	期 末 残 高 ① + ② + ③
金利変動準備金	22,000		—	— (注)	22,000
公庫債権金利変動準備金	6,826		▲500	688	7,015

【利差補てん積立金】

前 残 ①	期 末 高	取 崩 額 ②	期 末 残 高 ① - ②
90		30	59

(注) 関係法令の規定に基づき算出した金利変動準備金の積立限度額(当該期末における一般勘定の貸付金残高の1,000分の100)を前期末残高が超えているため、繰入れを行っていない。

※ 単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

令和 4 年度

内 部 統 制 報 告 書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和5年5月26日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐藤 文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和5年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和5年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以 上

第40回経営審議委員会意見書(R5. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況	担当
貸付け	長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新、地方単独事業のうち政策的に対応する必要性が高い防災・減災対策、公共施設等の適正管理対策及び脱炭素化推進、住民生活に密着した公営企業等、さらには地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野である辺地・過疎対策等、地方の課題に対応した様々な事業に対する必要な資金の貸付けを的確に行うこと。	貸付けについては、社会インフラの整備・更新に加え、喫緊の課題である緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業や、住民生活に密着した公営企業等への貸付けのほか、辺地・過疎対策など地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し、必要となる資金の貸付けを行ってきた。 令和5年度地方債計画においては、新たに脱炭素化推進事業が貸付対象とされたほか、学校教育施設等整備事業債、辺地・過疎対策事業債、下水道事業債における機構資金が増額されており、引き続き地方のニーズに応じた貸付けを的確に行って参りたい。	融資部
資金調達	各国における景気や物価の動向に応じた財政政策及び金融政策の影響による市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとするように努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、不安定な市場環境下で安定的な資金調達を機動的に行うよう努めるとともに、グリーンボンドに関しては、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。	資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。 国内債については、定例債(10年・20年・5年・30年)の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。(日銀の新体制における政策修正の思惑やシリコンバレー銀行の破綻等欧米発の金融不安などを背景とした不透明な市場環境においても、4月・5月発行の定例債(10年・20年・30年)については、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となっている。また、FLIP債についても、様々な年限での投資家需要に応え、計680億円を発行した。) 国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えており、4月に米ドル建て5年債を10億米ドル発行した。 引き続き、市場環境や投資家のスタンスの変化を的確に把握するとともに、IRを効果的に実施し、市場からの信認の強化及び低コストで安定的な資金調達に努めてまいりたい。 グリーンボンドに関しては、昨年度に引き続き、貸付けを行った地方公共団体の協力を得て、年内にレポーティングを公表する予定であり、こうした情報発信の取組を継続することで、地方公共団体のSDGsに関連する施策の促進を図ってまいりたい。 また、国内債でのグリーンボンドの発行についても、他の発行事例の状況を踏まえて調査・検討を実施するなど、令和6年度における発行の可能性を含め検討を進める予定である。 加えて、地方公共団体金融機構自体のSDGsの取組として、令和5年4月に理事長を委員長とし役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置したほか、サステナビリティに関する取組みについての基本的な方針としてサステナビリティポリシーを策定した。このような体制の下、サステナビリティに関する取組みの推進や年次報告書等での情報開示の充実など、部署を横断して取り組んでまいりたい。	資金部
地方支援	地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握し、個別市区町村等の経営・財務マネジメントの強化について、総務省及び都道府県と連携して、積極的かつきめ細かく支援すること。また、大学等の専門機関と相互の強みを活かして連携を図りつつ、国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究に総合的かつ中長期的に取り組むとともに、その成果を広く発信すること。さらに、遠隔地や小規模な市町村に対する支援の強化の観点からも、eラーニング等のICT技術を引き続き積極的に活用すること。	地方公共団体を取り巻く環境や政策ニーズについては、アンケート調査、地方財務状況調査、出前講座、実務支援などの様々な機会を利用して、よりの確な把握に努めている。 特に重要な課題である市区町村を中心とした地方公共団体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援については、総務省との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」により、個別団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣し、丁寧できめ細かい支援を実施している。 国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究については、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むほか、諸外国の地方財政制度、地域金融、地方財政等に関する調査研究に、国や専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組んでいる。得られた知見や先進事例等の成果については、フォーラム等の開催やホームページなどの各種広報媒体等を活用して発信し、地方公共団体へ還元している。 ICT技術の活用については、セミナーや研修等に関するeラーニングの活用、出前講座や実務支援等におけるWeb会議システムの活用などに積極的に取り組んでいる。 以上の地方支援業務の取組を通じ、引き続き、地方公共団体の財政の健全性の確保のために必要な支援を充実・強化して参りたい。	地方支援部

第40回経営審議委員会意見書(R5. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況	担当
予算編成等	公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方交付税等の地方公共団体の財源の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。	これまで、地方公共団体向け広報誌等による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。 また、公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、地方交付税の総額確保のため、令和5年度に1,000億円を帰属させること、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で、総額2,300億円を帰属させること、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源確保について、旧資金運用部資金の同繰上償還の実績に応じた額を帰属させることは、機構の順調な経営状況を踏まえたものであり、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努めて参りたい。	経営企画部

令和4年度末貸付債権残高の状況

1 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の分類

○財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.03%

○貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、1団体

(前年度1団体から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	団体数	令和4年度末 貸付残高	割合	団体数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	74	0.03%	1	72	0.03%	0	2	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,158	232,856	99.97%	2,163	235,326	99.97%	-5	-2,470	0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等 合計	2,159	232,931	100.00%	2,164	235,399	100.00%	-5	-2,468	

2 地方公営企業への貸付残高の分類

○貸付残高を有する経営健全化企業は2企業該当あり

(前年度1企業から1企業増)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	事業主体数	令和4年度末 貸付残高	割合	事業主体数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	2	714	0.60%	1	765	0.62%	1	-50	-0.03%
健全企業	4,482	118,688	99.40%	4,485	121,731	99.38%	-3	-3,043	0.03%
合計	4,484	119,403	100.00%	4,486	122,497	100.00%	-2	-3,094	

(注)・事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。

・令和3年度末貸付残高及び令和4年度末貸付残高は、1の内数である。

3 地方道路公社への貸付残高の分類

○要注意先は1公社該当あり

(前年度3公社から2公社減)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分	公社数	令和4年度末 貸付残高	割合	公社数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	1	16	23.01%	3	26	24.63%	-2	-10	-1.62%
正常先	7	54	76.99%	8	82	75.37%	-1	-27	1.62%
合計	8	70	100.00%	11	109	100.00%	-3	-38	

■地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和4年度末残高)

(単位:百万円)

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	銀行法及び金融再生法 に基づく債権
機構 には 該 当 な し	破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 0 (要管理先に相当※2)		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0 危険債権 0 要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
機構 貸 付 債 権	地方道路公社の内訳 要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2) 1,630 (0.01%) 正常先(7公社) 5,457 (0.02%) 地方道路公社(8公社) 7,088 (0.03%)		
機構 貸 付 債 権	地方公共団体 (非区分※3) 23,298,724 (99.97%)	全債権 非分類(※3) 23,305,813	全債権 正常債権 23,305,813
総計 23,305,813			

- (注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。
2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和3年度決算の数値を用いて区分している。
3. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金及び未収利息である。
4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、「銀行法に基づくリスク管理債権」及び「金融再生法に基づく開示債権」を「銀行法及び金融再生法に基づく債権」として記載している。

【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

令和4年度 貸付予定又は機構債権残高を有する 団体・公営企業の財務審査結果

1 基本方針

令和4年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため、必要な財務審査を実施した。

2 財務審査の実施方法

- 令和3年度決算における財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、令和3年度末に機構債権残高を有する先及び令和4年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
- 令和3年度決算では1団体・2企業が財務審査対象（前年度は1団体・1企業）。

<財務審査対象一覧>

(単位：億円)

区分	団体名・公営企業名	令和3年度末 貸付残高	令和4年度 借入申込	令和4年度末 貸付残高
財政再生団体(1)	北海道夕張市	72	有	74
財政健全化団体	—	—	—	—
経営健全化企業(1)	京都府京都市（高速 鉄道事業）	765	有	710
	宮崎県串間市（病院 事業）	4	無	4

財務審査の実施方法

【事前準備】

対象団体・企業につき財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画を確認。

【財務審査】

- ◇ 調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問
- ◇ 相手方：市 町 村＝当該団体の起債同意・許可権者（道府県）、当該団体
政令指定都市＝当該団体

財務審査結果<概況>

- 財務審査対象先である夕張市の財政再生計画は総じて順調に進捗していること。また、京都市高速鉄道事業は令和3年度に経営健全化計画を策定し、計画的に資金不足解消に向けて取り組んでいること。以上のことから、令和4年度貸付予定先に対する機構資金の新規貸付は可能と判断した。

なお、串間市病院事業は令和4年12月に経営健全化計画を策定し資金不足解消に向けて取り組むこととしており、新規貸付は可能と判断するが、令和4年度は貸付予定なし。

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

 **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X ・ G X の取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
(公共施設マネジメント)
- 地方公共団体の D X
 - ・ 情報システムの標準化・共通化
 - ・ マイナンバーカードの利活用の推進 等
- 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業のみ）

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円・約1,400件の派遣を想定（参考：令和4年度 約2.17億円・723件(実績値)）

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和4年度の実績

◆令和4年度においては、723件について支援決定を行い、1,900回を超える派遣を実施。

（１）支援件数・派遣実施回数・対応したアドバイザー

支援の方法	支援件数					派遣 実施回数	対応した アドバイザー
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画		
課題対応 アドバイス事業	368件	197件	39件	63件	69件	1,163回	177人
課題達成支援事業	234件	67件	47件	25件	95件	592回	113人
啓発・研修事業	121件	44件	34件	27件	16件	157回	77人
計	<u>723件</u>	308件	120件	115件	180件	<u>1,912回</u>	※ <u>185人</u>

※ 複数事業に派遣されているアドバイザーがいるため、計は合わない。

（２）派遣形式

対面・集合	オンライン
1,488回（78％）	424回（22％）

（３）謝金・旅費支払額

謝金	旅費	合計
182百万円	35百万円	約 <u>217百万円</u>

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和5年度の状況

- ◆ 総務省と当機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、令和5年度の第1次募集を行い、4月14日に435件の支援を決定。
- ◆ 順次アドバイザーの派遣を進めるとともに、引き続き、第2次・第3次の募集・支援決定を行う。

●募集期間

第1次募集期間	2月28日（火）～ 3月31日（金）	支援決定：	4月14日（金）
第2次募集期間	4月 3日（月）～ 6月30日（金）	支援決定：	7月下旬予定
第3次募集期間	7月 3日（月）～ 10月31日（金） 予定	支援決定：	11月下旬予定

●【第1次募集分】支援件数

支援の方法	支援件数					
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画	公共団体DX
課題対応 アドバイス事業	275件	155件	26件	34件	40件	20件
課題達成支援事業	88件	26件	4件	27件	17件	14件
啓発・研修事業	66件	22件	22件	13件	7件	2件
トップセミナー	6件	5件	0件	0件	0件	1件
計	<u>435件</u>	208件	52件	74件	64件	37件

eラーニングについて

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、令和3年度にeラーニングシステムを構築。集合研修における講義等を配信するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計等に関する研修コンテンツを開発・配信。

eラーニングシステムの概要

- 手続きはすべてWeb上で実施
- 受講料は無料
- 受講者ごとに必要な講義を選択可能(複数可)
- 確認テスト・アンケート機能あり
- 修了証書の発行、管理者による受講管理が可能(団体内の職員研修の一環としても活用できる)

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

マイルーム 目次 コース情報 学習成績 カイダンス

資金運用のリスクと管理 (実践編)

資金運用のリスクと管理 (実践編)

チャプター1 預金のリスクと管理 (1)

2. 預金保険制度①

○預金保険制度～金融機関が破綻した場合、預金者の預金などを保護するための保険制度

■保険料は機構の運営委員会にて決定
(財相と金融庁長官の審判可)

■保険事故がなければ、保険料の一部が金融機関に返還されることもある

保険料の徴収

年度	決算用預金	一般預金等
H27・28年度	0.004%	0.043%
H29年度	0.049%	0.030%
H30年度	0.046%	0.033%
H31・R1年度	0.045%	0.032%
R2年度	0.045%	0.031%

【参考】預金保険の概要(注1)は国内金融機関
銀行 (135)、信用金庫 (255)、信用組合 (143)、労働金庫 (13)
郵便局 (1)、(注2)は外国
(注3)は外国にあり、外国に中継口座、金融機関(預金)の設立
その他 (1) (注4)は外国
(注5)は金融機関(注6)は日本金融機構(注7)に加入している

【注1】預金保険機構HP「預金保険制度の仕組み」等

4 JFM

チャプター1 預金

1. 預金と銀行

2. 預金保険制度①

2. 預金保険制度②

【参考】貯金保険制度

3. 金融危機後 (H14年) の総務省通知

【参考】銀行の預金の相殺規定の例

Point

- ・動画とテキストが連動
- ・チャプター機能を活用して視聴したいページへ簡単に移動
- ・必要なところを繰り返し視聴可能

令和4年度の実績

- 年度当初の4月から申込みを開始。4月は基礎的な講義を配信し、8月以降に順次、集合研修での講義をeラーニング用にコンテンツ化したものや機構開発独自コンテンツを配信。
- 基本制度に関するもの、地方公会計の活用や公営企業会計の適用といった政策課題に対応するもの、地方公共団体の資金調達・資金運用に関するものなど、幅広いテーマの講義を配信。また、令和3年度に配信した先進自治体の取組事例に関する講義はアーカイブ化し、8月より動画コーナーで配信。
- 申込者は全講義の合計でのべ約8,000人。小規模団体や島嶼部からの申込者も見受けられた。

令和5年度の実施内容

受講者の御意見などを踏まえ、以下のとおり改善・充実を図りつつ、実施していく。

(1) 利便性の向上

- ・倍速設定を充実
- ・高画質化
- ・お問い合わせ機能を追加
- ・一部の講義に字幕を追加

(2) コンテンツの充実

- ・令和3年度に開発した講義をブラッシュアップ
- ・集合研修での講義をコンテンツ化するとともに、引き続き「簿記・公会計」や「財政分析」などに関する新たなコンテンツを開発し配信
- ・令和4年度の配信した先進自治体の取組事例は、いつでも視聴できるようアーカイブ化し配信

サステナビリティに関する取組について

令和5年6月

第5回

足下の状況

- 足下の市場においては、ESG投資の規模が年々拡大
- 投資家の関心は資金使途やレポートなど債券そのものに付随する事項にとどまらず、ESG債を発行する発行体自身のESGに関する取組全般に対してまで及ぶように変化
- 上記のような潮流を踏まえ、より分かりやすく、積極的な情報発信・開示に取り組んでいるところ

サステナビリティに関する取組

◆体制の整備

○サステナビリティポリシーの策定（→参考1）

- ・機構のサステナビリティに関する事項について基本的な方針を策定
- ・事業全体を通じて、「環境への配慮」、「社会的責任の実践」、「強固なガバナンス」といったESGの観点を盛り込み、地域社会の持続的な発展に貢献することを規定
- ・地方公共団体や投資家との対話、財務情報・非財務情報の積極的な開示を規定

○サステナビリティ委員会の設置

- ・理事長を委員長とし役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置
- ・機構のサステナビリティに関する事項全般を審議
- ・サステナビリティ対応ワーキンググループ(WG)において具体的な取組を検討、調査研究

サステナビリティに関する取組

◆情報開示の充実

○有価証券報告書に類する書類におけるサステナビリティに関する開示(→参考2)

- ・社内環境整備方針や人材育成方針等に基づく取組の戦略、年次有給休暇取得率など、サステナビリティに関する非財務情報を開示

○ディスクロージャー誌における「価値創造ストーリー」等の掲載(→参考3)

- ・機構の事業活動を通じ地域社会において創造する価値を明瞭に開示(価値創造ストーリー)
- ・貸付事業のページに、関連するSDGsの各目標を表示(SDGsマッピング)

サステナビリティに関する取組

＜今後の取組＞

○サステナビリティに関する章・ページの作成

- ・機構HPやAnnual Reportにおいて、機構のサステナビリティに関する取組が投資家に対して分かりやすく伝わるような開示を工夫
- ・年次有給休暇取得率等の労働環境に関する指標、環境負荷低減に資する機構自体の取組などの開示を検討
- ・その他、投資家の投資判断に資するような情報開示についてサステナビリティ委員会やWGで審議、検討



地方公共団体金融機構サステナビリティポリシー

令和5年6月

地方公共団体金融機構

1.はじめに

- ・本ポリシーは地方公共団体金融機構(JFM)のサステナビリティに関する事項について基本的な方針を定める。

2.実施体制

- ・理事長を委員長とし全役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置
- ・委員会ではJFMのサステナビリティに関する取組全般を審議

3.基本方針

- ・JFMの使命及び経営理念の下、貸付け、資金調達、地方支援業務といった事業全体を通じてESGの観点を盛り込み、地域社会の持続的な発展に貢献

3.1環境への配慮

3.1.1.環境改善に資する事業への貸付け

- ・下水道事業や水道事業をはじめとした環境改善効果等のある各種事業への貸付け
- ・貸付原資としてグリーンボンドを活用

3.1.2.事業所における取組み

- ・節電の励行やグリーン調達の促進など環境負荷の低減に資する取組みの推進

3.2社会的責任の実践

3.2.1.地域社会の持続的な発展

- ・住民生活に密接に関わる幅広い行政サービスを提供する地方公共団体に対する長期・低利の資金の融通や、抱える課題に関する調査研究、支援を行い、持続可能な地域社会の実現に貢献

3.2.2.資本市場への貢献

- ・公共債市場における基幹的な発行体として資本市場の健全な発展に貢献

3.2.3.包摂的で活力ある職場環境

- ・各種ハラスメントの禁止、仕事と生活の調和、自主性・チャレンジ精神を尊重した人材育成

3.3.強固なガバナンス

3.3.1.組織体制

- ・地方公共団体の代表者等からなる代表者会議を最高意思決定機関とする自律的・主体的な経営体制
- ・各専門分野に高い見識を有する者等からなる経営審議委員会や外部監査などによるチェック機能を通じた強固なガバナンス

3.3.2.人権尊重・法令遵守

- ・人権の尊重、法令・倫理規範等の遵守、違反への迅速かつ適切な対処

4.対話とディスクロージャー

4.1.地方公共団体との対話

- ・地方公共団体との対話を通じて政策ニーズを把握・分析し、事業へ反映

4.2.投資家との対話

- ・国内外の投資家との建設的な対話の実施

4.3.適切なディスクロージャー

- ・積極的な情報開示による市場からの信認の維持・強化及び透明性の確保

地方公共団体金融機構 サステナビリティポリシー



令和5年6月
地方公共団体金融機構

1.はじめに

このポリシーは、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）のサステナビリティに関する事項について、基本的な方針を定めるものです。機構の行う全ての事業活動等は、本ポリシーに沿って実施されます。

このポリシーにおいて、機構のサステナビリティに関する事項とは、持続可能な地域社会の実現に対する機構の貢献に加え、機構の事業活動における ESG（環境・社会・ガバナンス）への配慮を含む概念です。

2.実施体制

機構のサステナビリティに関する取組全般を審議する主体として、サステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は理事長を委員長とし、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されます。

サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しを行うため、気候変動対応など「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権など「社会」に関する事項及び倫理や法令遵守など「ガバナンス」に関する事項について、審議を行います。

3.基本方針

機構は、その使命及び経営理念の下、地方公共団体への貸付け、資金調達及び地方支援業務といった事業活動を行うに当たり、事業内容はもとより事業実施方法も含め、事業全体を通じて ESG の観点を盛り込むことにより、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指します。

〈機構の使命〉

機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金の共同調達機関として、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、地方公共団体に対して、長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の政策ニーズに応じたきめ細かな支援を実施することを通じて、地方公共団体の健全な財政運営や住民の福祉の増進、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

〈経営理念〉

- 1 地方の政策ニーズへの積極的な対応
- 2 資本市場における確固たる信認の強化
- 3 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

3.1.環境への配慮

3.1.1.環境改善に資する事業への貸付け

機構は、国の策定する地方債計画に基づき、下水道事業や水道事業をはじめとした環境改

善効果等のある各種事業について、地方公共団体への貸付けを行います。その際、貸付原資の調達手段としてグリーンボンドをはじめとしたサステナブルファイナンスを活用することにより、ESG 投資を行う投資家からの資金を、地域社会における環境改善の取組みにつなげ、環境問題の解決に向けた好循環の創出に貢献します。

3.1.2.事業所における取組み

事業所における節電の励行やグリーン調達（環境負荷の少ない物品等の購入）の促進、その他環境負荷の低減に資する取組みを通じて、環境への配慮に努めます。

3.2.社会的責任の実践

3.2.1.地域社会の持続的な発展

日本の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、住民生活に密接に関わる行政サービスを広く提供しています。地方公共団体が、安定的かつ持続的に行政サービスを提供することを担保するため、国によるマクロ・ミクロでの地方公共団体の財源（地方税、地方交付税、地方債等）の保障を行う地方財政制度が設けられています。機構は、地方債資金の共同調達機関として、地方財政制度の一翼を担っており、地方公共団体の安定的な行財政運営に欠かせない存在となっています。

このような制度の下、機構は、地方債計画に基づいた地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通を通じて、社会福祉の維持向上、災害に強いまちづくり、脱炭素化をはじめとした環境に優しいまちづくり等の持続可能な地域社会の実現に貢献します。

また、機構は、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした地方公共団体の抱える諸課題について、必要な調査、研究及び支援を行い、その課題の解決に寄与することにより、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

3.2.2.資本市場への貢献

機構は、地方債資金の共同調達機関として、必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、多様な調達手段を活用し、資本市場のニーズに合致した機動的かつ弾力的な対応を行います。その中で、公共債市場における基幹的な発行体としてのプレゼンスを高め、資本市場の健全な発展に積極的に貢献します。

3.2.3.包摂的で活力ある職場環境

機構がその使命を長期的に果たし、持続可能な地域社会の実現に貢献するためには、機構自身が持続可能な組織であることが重要です。そこで、機構では、全ての職員が生き生きと安心して働くことのできる環境を整えるため、人権の尊重、差別的行為や各種ハラスメントの禁止、仕事と生活の調和等に関する取組みを推進し、職員の心身の健康維持・向上に配慮

します。

また、職員の自主性やチャレンジ精神を尊重した人材育成により、誰もが働きがいを感じ、活躍することのできる組織風土を築きます。同時に、性別、年齢、障がいの有無等に関わらず、多様な背景を有する人材が、それぞれの有する知識・経験を相互に共有し高めあい、能力を最大限に発揮することのできる職場環境を提供します。

3.3.強固なガバナンス

3.3.1.組織体制

機構は、全ての地方公共団体の出資により設立された地方共同法人にふさわしい経営の確保のため、地方公共団体の代表者等からなる代表者会議を最高意思決定機関として設置し、出資者である地方公共団体自らが責任をもって自律的かつ主体的に経営を行う体制を確立しています。また、適切なリスク管理や地方行財政、経済、金融、法律、会計に関して高い見識を有する者等からなる経営審議委員会や外部監査など、様々なチェック機能を通じた強固なガバナンス体制を構築しています。そのような体制の下、健全かつ良好な財務体質を維持することを通じて、資本市場からの信認を将来にわたって確保するよう努めます。

3.3.2.人権尊重・法令遵守

機構は、全ての事業活動において、人権の尊重、各種法令・倫理規範等の遵守を実践します。万が一違反が見られた場合においても、コンプライアンス委員会の設置など、迅速かつ適切な対処を行うことのできる体制を構築しています。

4.対話とディスクロージャー

4.1.地方公共団体との対話

機構は、地方共同法人として地方公共団体とともに持続的に発展することを目指して、多様なチャンネルでの対話を行い、地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、事業に反映していきます。

4.2.投資家との対話

機構は、公共債市場における基幹的な発行体として、国内外の投資家との建設的な対話を行い、市場の期待に応えることに努めます。

4.3.適切なディスクロージャー

機構の事業の円滑な遂行は、資本市場をはじめとした外部からの信認の上に成り立っています。機構は、この信認の維持・強化のために、財務情報及びサステナビリティに関する事項をはじめとした非財務情報の積極的かつ適時適切な開示により、透明性の確保に努めます。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

1. ガバナンス

・サステナビリティに関する取組姿勢

JFMでは、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、経営理念（p〇参照）に基づきサステナビリティに関する取組みを推進するため、「サステナビリティポリシー」を策定しています。貸付け、資金調達、地方支援のそれぞれの業務においてESG（環境・社会・ガバナンス）の観点により意識するとともに、情報開示の充実にも取り組んでまいります。

・実施体制

JFMでは、サステナビリティに関する取組みの推進のため、2023年4月に「サステナビリティ委員会」を新設しました。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動対応などの「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバナンス」に関する事項などについて、審議を行ってまいります。同委員会は、理事長を委員長として、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されています。また、具体的な取組みについて検討、調査研究を行うため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキンググループを設置しています。

2. リスク管理

JFMでは、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するために、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクについて、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けています。これにより、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行い、リスク管理の内容を適切に経営判断に反映できる体制を構築しています。

3. 戦略

・人的資本に関する取組

JFMでは、持続的かつ安定的な業務遂行のため、職員ひとりひとりが能力を最大限発揮することができるための職場環境の整備と計画的な人材の育成に取り組んでいます。社内環境整備方針や人材育成方針に基づき、誰もが働きやすい安全で健康的な職場環境を提供するとともに、多様な人材が有機的に連携し、各々が成長を実感することのできる職場を提供するための取組みを推進してまいります。

・気候変動への対応

JFMでは、グリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組めます。具体的な取組内容については、サステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

4. 指標と目標

目標		指標
項目	目標値	令和4年度
全労働者に占める 女性比率	令和8年度末までに 40%以上	33.3% (令和4年4月時点)
女性管理職比率	令和8年度末までに 5%以上	(参考) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 33.3% (令和4年4月時点)

年次有給休暇取得率	令和8年度末までに 75%以上	67.9% (令和4年1月1日～12月31日)
電気使用量の削減等のGHG排出 を削減する取組みの推進	—	(参考) 令和4年度電気使用量：101,602.9kwh
グリーンボンド等の継続発行	—	(直近の状況) 令和2年2月 5億ユーロ 令和3年2月 5億ユーロ 令和4年1月 7.5億米ドル 令和5年2月 5億ユーロ

▶JFMの価値創造ストーリー

使命 Mission

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

経営理念

地方の政策ニーズへの積極的な対応

資本市場における確固たる信認の強化

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

多様な資本を
活用して

地方公共団体の政策ニーズ等に
幅広く対応した事業活動を通じて

地域社会において様々な価値を創造

財務資本

- ▶ 地方共同法人としての
強固な財務基盤

知的資本

- ▶ 豊富な貸付実績
- ▶ 旧公庫時代から蓄積したノウハウ

人的資本

- ▶ 多種多様なバックグラウンド
を有する専門人材

社会・関係資本

- ▶ 公的機関としての役割
- ▶ 国や地方公共団体との連携

貸付

P.26

地方公共団体向けの
長期・低利貸付

上下水道・
病院・交通事業等

資金調達

P.41

多様な手段を
活用した
安定的な調達

地方支援

P.45

地方公共団体の
良き相談相手

地方公共団体の
政策ニーズに応じた
きめ細かな支援

事業基盤

- ▶ ガバナンス体制
- ▶ リスク管理
- ▶ コンプライアンス
- ▶ 人材育成/ダイバーシティ

地方公共団体の健全な財政運営の制度的担保

- 地方財政制度(地方交付税、地方債等)
- 財政健全化法制

地方公共団体の安定的な財政運営や
地域社会の持続的な発展に貢献

- ▶ 地方公共団体の事業資金の確保
 - 住民の暮らしの向上
 - 社会インフラの維持
 - 災害に強いまちづくり
 - 環境に優しいまちづくり
- ▶ 資本市場の健全な発展
 - ▶ 地方公共団体の
課題解決力の向上
 - ▶ 働きやすい職場環境の実現

関連する
SDGs





貸付事業を通じた サステナブルな街づくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への貸付けを通じ、地域の環境維持改善やサステナブルな街づくりに寄与しています。

■ 機構の貸付事業例及びSDGsとの関連性

下水道事業



松尾浄化センター（長野県飯田市）

地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等
令和4年度貸付実績 781団体 2,997億円

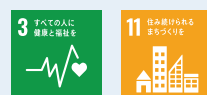
交通事業



熊本市交通局0800系超低床車（熊本県熊本市）

地方公共団体が経営するバス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等の交通事業
令和4年度貸付実績 12団体 401億円

病院事業



兵庫県立粒子線医療センター付属 神戸陽子線センター（兵庫県神戸市）

地方公共団体が経営する病院、診療所、その他の医療施設による病院事業
令和4年度貸付実績 225団体 1,021億円

緊急防災・減災事業



佐賀地区津波避難タワー（高知県黒潮町）

地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備事業
令和4年度貸付実績 899団体 1,227億円

教育・福祉施設等整備事業



裾野小学校（青森県弘前市）

地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業
令和4年度貸付実績 235団体 227億円

地域活性化事業



プロシードアリーナHIKONE（滋賀県彦根市）

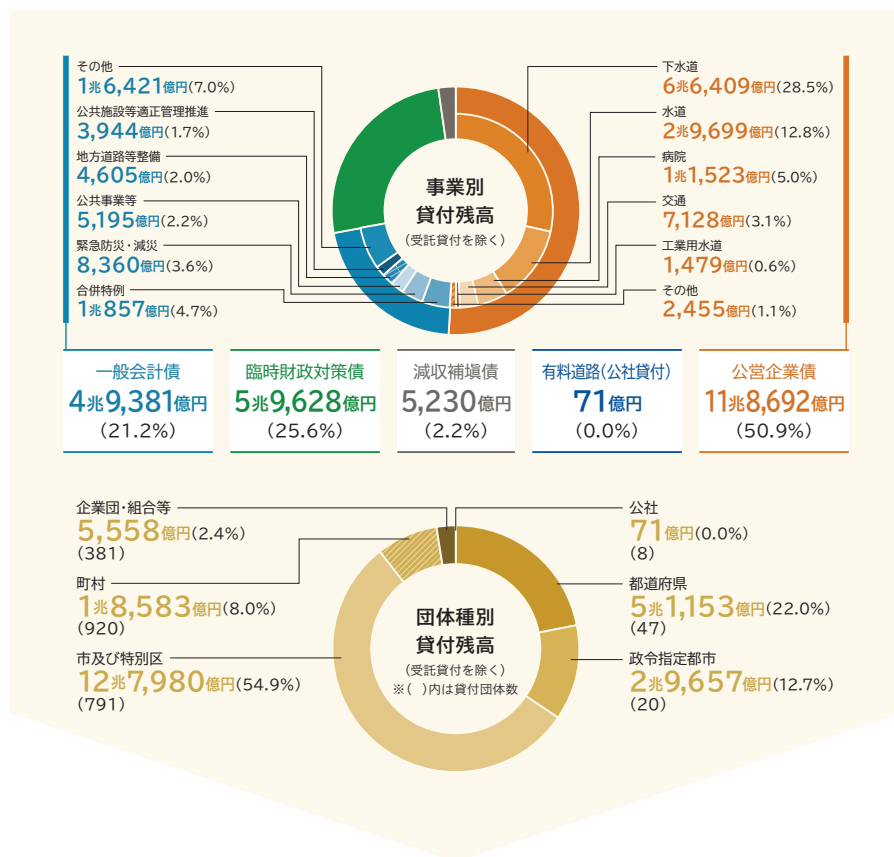
地方公共団体が実施する地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成の推進に資する事業
令和4年度貸付実績 141団体 125億円

※SDGsとは？ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと196項目の具体的なターゲットを設定しています。

3. 事業別・団体種別貸付残高

令和4年度末の貸付残高は23兆3,002億円で、これを事業別にみると下水道事業が6兆6,409億円で最も多く全体の28.5%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆9,628億円で25.6%、水道事業が2兆9,699億円で12.8%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和4年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,167団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆6,563億円で最も多く全体の62.9%を占めています。次いで、都道府県が5兆1,153億円で22.0%、政令指定都市が2兆9,657億円で12.7%となっており、残り5,628億円が企業団・組合等及び公社で2.4%となっています。



令和4年度末貸付残高

23兆3,002億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

5 貸付対象事業の紹介

水道事業 (令和4年度貸付額 1,823億円)

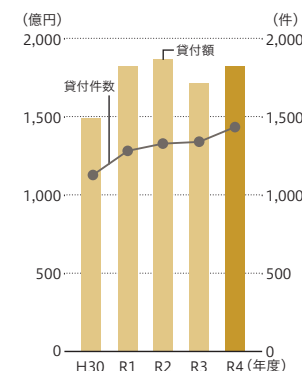


水道事業：金田配水場 (千葉県木更津市)

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和3年度において地方公共団体が経営する水道事業(簡易水道事業を含む)は、1,787事業あり、年間約134億m³の給水を行っており、令和3年度末における給水人口は約1億2,281万人となっています。

水道普及率は、令和3年度末で97.5%となっています。



※写真は融資事業の例ですので、令和3年度に貸し付けた事業とは限りません。

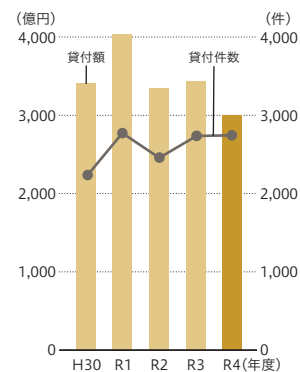
下水道事業（令和4年度貸付額 2,997億円）



下水道事業：塩尻市浄化センター（長野県塩尻市）

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

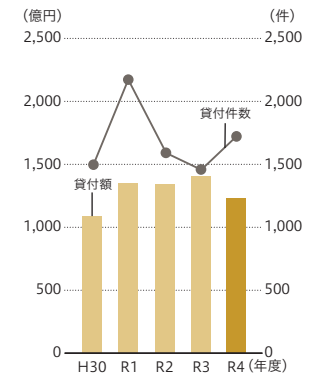
令和3年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,605事業あり、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は約152億㎡、令和3年度末における現在処理区域内人口は1億505万人、汚水処理人口普及率は92.6%となっています。



緊急防災・減災事業（令和4年度貸付額 1,227億円）



緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸付対象となっています。



臨時財政対策債（令和4年度貸付額 2,838億円）

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

